

Q パート労働者の育児時間は

A 育児時間について労働基準法では「生後満1年に達しない生児を育てる女性は、第34条の休憩時間のほか、1日2回各々少なくとも30分、その生児を育てるための時間を請求することができる」と規定しています(同法第67条)。

育児時間は「生後満1年に達しない生児を育てる女性」が、授乳その他の種々の世話を要する時間を通常の休憩時間とは別に確保することなどを目的としていますから、女性労働者であれば、パートタイマーやアルバイトであっても請求することができます。

また、育児時間には、育児・介護休業法の定める勤務時間の短縮等の措置等とは異なり適用除外者となる者はいません。

したがって、パートタイマーであっても生後1年に満たない生児を育てる女性から育児時間の請求があれば付与しなければなりません。

育児時間は、本来1日2回各々少なくとも30分とされていますが、これは1日8時間の勤務態様を想定しているので、1日4時間以内の勤務の場合は、1日1回30分の育児時間を与えればよいことになります。